

役場庁舎等敷地内の禁煙にご協力願います

健康増進法の一部が改正され、受動喫煙防止に関するさまざまなルールが制定されました。

当村では、健康の影響が大きい皆さんに配慮するため、**7月1日より下記施設の敷地内を全面禁煙（駐車場・校庭含む）**とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

記

役場・役場南支所・保育所・小学校・中学校・
診療所・老人福祉センター・なんでも館



総務課